

厚生労働省岩手労働局 発表
令和3年12月28日(火)

【照会先】
岩手労働局 職業安定部訓練室
訓練室長 川村 浩悦
地方人材育成対策担当官 松田 徳大
電話 019(604)3004

報道関係者 各位

求職者支援制度が利用しやすくなりました(周知) 「求職者支援制度の特例措置について(12月21日施行分)」

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職を余儀なくされた方や、シフトが減って厳しい状況に置かれているシフト制で働く方などに、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供するため、求職者支援制度の以下の特例措置が施行となりましたので、お知らせします。

●職業訓練受講給付金の特例措置

・世帯収入要件の緩和

(親や配偶者と同居している方などが給付金を受給しやすくなりました)

世帯収入要件が月25万円以下 → **月40万円以下**

・出席要件の緩和

(急な都合などで訓練を欠席しても給付金を受給できるようになりました)

やむを得ない理由以外の欠席があった場合、給付金を受給できない → 訓練の8割以上出席している場合、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額して支給

●訓練対象者の特例措置

・(働きながら訓練を受講しやすくなりました)

働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります

※現在の訓練対象者(再就職や転職を目指して訓練を受講する方)の他に上記の方が対象

【別添資料】

- リーフレット「求職者支援制度の特例措置について」
- 令和4年1月～3月開講 求職者支援訓練コース一覧(募集中又は募集予定)



求職者支援制度の特例措置について

求職者支援制度を活用しやすくするため、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和4年3月31日までの時限措置）

職業訓練受講給付金の特例措置

（1）本人収入要件

- シフト制で働く方、自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入が8万円以下の方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none"> シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none"> 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

- コロナ対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方が対象となります

- 都道府県、市町村に雇用されている方
- 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- * 従事する仕事の内容は限りません。コロナ対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象となります

(2) 世帯収入要件

○ 世帯収入要件が月 40 万円以下となります

※ 世帯とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。内縁の関係にある者は配偶者とみなします

(3) 出席要件

○ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日についても、「やむを得ない欠席」とします

※ 仕事で訓練を欠席する日が病気などと同じやむを得ない欠席となり、訓練実施日の 2 割まで認められます

○ 出席要件が「訓練の 8 割以上に出席すること」となり、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します

※ 病気や仕事などによるやむを得ない欠席と、やむを得ない理由以外の欠席をあわせた欠席日が、訓練実施日の 2 割まで認められます

※ やむを得ない欠席日は給付金を減額せず、やむを得ない理由以外の欠席日は給付金を日割りで減額します

給付金の支給例 [支給単位期間の日数 30 日、訓練実施日 20 日のケース]

- ① やむを得ない欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 (満額支給)
- ② やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [特例措置の出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - (10 万円 × (4 日 / 30 日)) = 86,666 円 (減額支給)
- ③ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 2 日の場合
{20 日 - (2 日 + 2 日)} / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - {10 万円 × (2 日 / 30 日)} = 93,333 円 (減額支給)
- ④ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
{20 日 - (2 日 + 4 日)} / 20 日 = 70% ≯ 80% [特例措置の出席要件非該当]

訓練対象者の特例措置

(4) 働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります

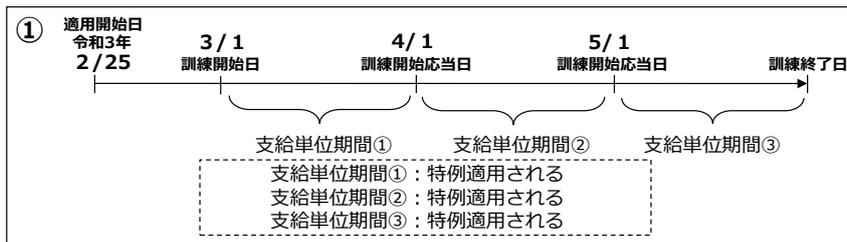
※ 現在の訓練対象者 (再就職や転職を目指して訓練を受講する方) の他に、上記の方が対象となります。今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方が、訓練を受講できるようになります。雇用保険被保険者の方は対象となりません

特例措置の適用

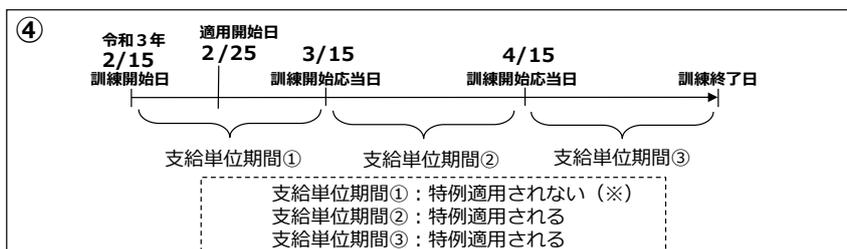
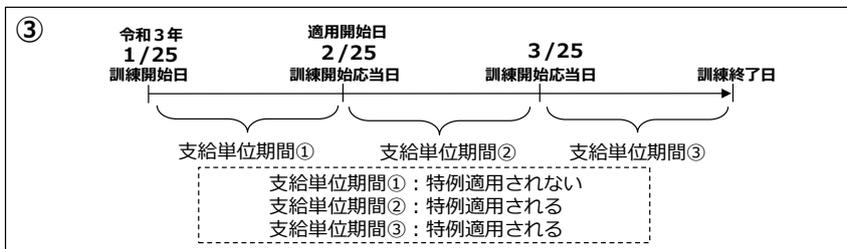
- (1) 本人収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年2月25日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年2月25日より前に訓練の受講を開始している方

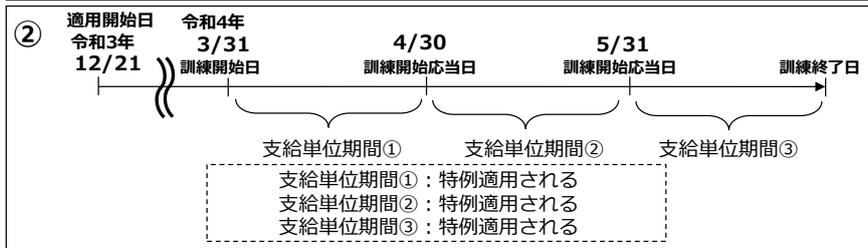
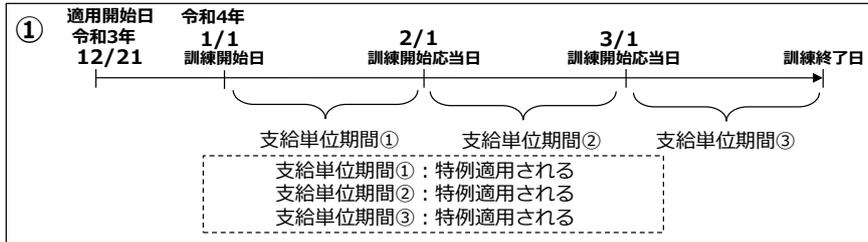


※ 支給単位期間①は、支給単位期間の初日が2月25日より前のため、特例措置を適用しない。

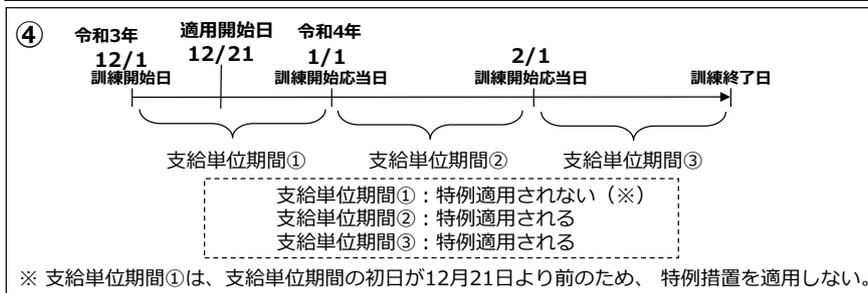
- (2) 世帯収入要件の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年12月21日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年12月21日より前に訓練の受講を開始している方



(3) 出席要件の特例措置は、仕事で訓練を欠席する場合の特例は令和3年2月25日の訓練の欠席から、訓練の8割以上の出席とやむを得ない理由以外の欠席日の給付金を日割りで減額する特例は令和3年12月21日の訓練の欠席から適用となります。また、令和4年3月31日までに訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります

(4) 訓練対象者の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に訓練受講申込みをした方に適用します

※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

令和4年1月～3月開講 求職者支援訓練コース一覧（募集中又は募集予定）

開講月	訓練コース名	募集期間	募集定員	訓練期間	実施場所
1月	パソコンも学べる介護職員初任者研修科	令和3年11月16日～令和4年1月4日	15人	令和4年1月21日～4月20日	日建学院盛岡校 (盛岡市下太田下川原12-1)
	パソコン・ビジネス基礎科	令和3年11月18日～令和4年1月6日	8人	令和4年1月25日～4月22日	わかやまパソコン教室 (一関市地主町2-34)
	2か月コース簿記速習科(短期間・短時間)	令和3年11月18日～令和4年1月6日	15人	令和4年1月25日～3月24日	日建学院水沢校 (奥州市水沢佐倉川字横枕3-1)
	OA事務実践科(託児)	令和3年11月18日～令和4年1月6日	15人	令和4年1月25日～4月22日	トラバントコンテンツスクール (盛岡市中央通1-11-17第2大通ビル6F)
	医療クラーク科	令和3年11月24日～令和4年1月12日	15人	令和4年1月28日～4月27日	ニチイ学館北上支店 (北上市大通り1-3-1北上開発ビル2F)
2月	福祉住環境・CAD養成科	令和3年11月26日～令和4年1月14日	14人	令和4年2月1日～4月28日	盛岡地域職業訓練センター (盛岡市加賀野4丁目18-50)
	OA事務実践科(託児)	令和3年12月9日～令和4年1月27日	15人	令和4年2月15日～5月20日	トラバントコンテンツスクール (盛岡市中央通1-11-17第2大通ビル7F)
	OA基礎科	令和3年12月13日～令和4年1月31日	13人	令和4年2月17日～5月16日	久慈高等職業訓練校 (久慈市川崎町17-5)
	パソコン実務科	令和3年12月16日～令和4年2月3日	15人	令和4年2月22日～5月21日	北上高等職業訓練校 (北上市相去町山田2-42)
3月	介護職員初任者研修科(短期間)	令和3年12月22日～令和4年2月9日	15人	令和4年3月1日～4月19日	介護・看護 求人支援センター一関 (一関市山目字泥田89-1イオン一関店2F)
	建築CAD科	令和4年1月6日～2月21日	15人	令和4年3月10日～6月9日	日建学院盛岡校 (盛岡市下太田下川原12-1)
	OA事務科	令和4年1月7日～2月22日	13人	令和4年3月11日～6月10日	一関高等職業訓練校 (一関市舞川字西平8-2)
	オフィスソフト活用実践科(短期間・短時間)	令和4年1月11日～2月24日	15人	令和4年3月14日～5月27日	トラバントコンテンツスクール (盛岡市中央通1-11-17第2大通ビル)
	短期でもちゃんと学べるパソコン事務科(短期間・短時間)(託児)	令和4年1月19日～3月4日	15人	令和4年3月23日～5月20日	ノーティ盛岡本宮校 (盛岡市本宮7-1-37)
	短期でもちゃんと学べるパソコン事務科(短期間・短時間)(託児)	令和4年1月20日～3月7日	15人	令和4年3月24日～5月23日	ノーティ花巻星ヶ丘校 (花巻市星が丘2-10-5)
	2か月コース介護職員初任者研修科(短期間・短時間)	令和4年1月20日～3月7日	15人	令和4年3月24日～5月23日	日建学院盛岡校 (盛岡市下太田下川原12-1)
	2か月コース簿記速習科(短期間・短時間)	令和4年1月24日～3月9日	15人	令和4年3月28日～5月26日	日建学院水沢校 (奥州市水沢佐倉河字横枕3-1)
	医療事務科(短期間・短時間)	令和4年1月24日～3月9日	15人	令和4年3月28日～5月27日	ニチイ学館盛岡支店 (盛岡駅西通2-9-1マリオス5階)
ゼロから学べるOA事務科	令和4年1月27日～3月14日	15人	令和4年3月31日～6月29日	ハロー！パソコン教室盛岡南校 (盛岡市津志田21-13-6)	

訓練コースに関する情報は、
ホームページ、公式SNSでも
発信しています。

【ホームページ】



【Twitter】



【Facebook】

